

育児休業給付に係る被保険者期間要件の運用の合理化

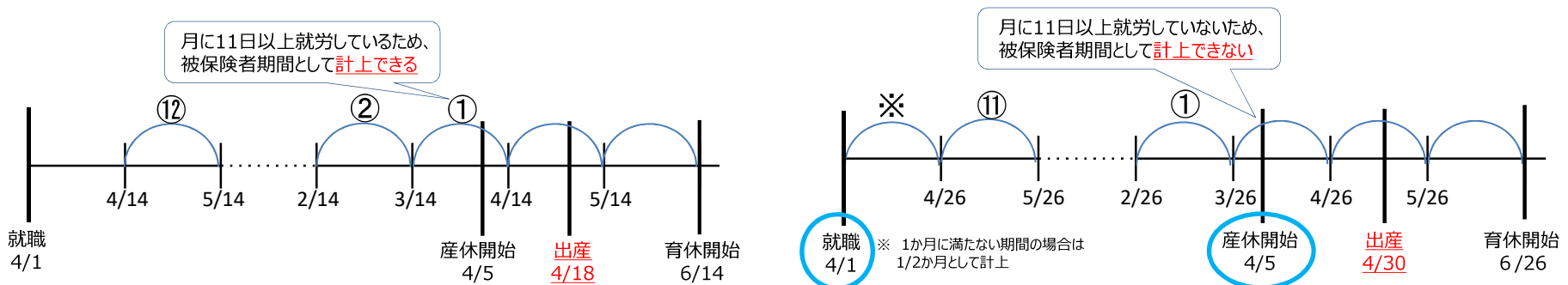
改正内容

- 被保険者期間に係る要件を満たさないケースであっても、**産前休業開始日等の前2年間に12か月以上の被保険者期間がある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。**

(参考) 現行制度

- 育児休業給付の支給要件として、育児休業開始前2年間に12か月以上の被保険者期間※を必要としている。
※1か月に11日以上賃金支払基礎日数(就労日数)が必要
- 一方、全く同様の働き方をしているも、**育児休業開始日(出産日)によって、この要件を満たさないケースが存在。(下表ケース2)**

	ケース1	ケース2
就職	H30年4月1日	
産前休業	H31年4月5日～	
出産日	H31年4月18日	H31年4月30日
産後休業	～R1年6月13日	～R1年6月25日
育児休業	R1年6月14日～	R1年6月26日～
	被保険者期間12か月を 満たす	被保険者期間12か月を 満たさない



産前休業開始日から起算すると被保険者期間12か月を満たす